

政令第三百七十号

特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第八条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第一項及び第四項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第九条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第二項中「仮認定の」を「特例認定の」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第三項第三号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第四項及び第五項第三号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附 則

この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改める等の必要があるからである。